

○苫小牧市市民参加条例施行規則（平成21年規則第7号）

（趣旨）

第1条 この規則は、苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

（市民参加手続の対象となる使用料その他の市民が納付すべき金銭）

第3条 条例第5条第3号の規則で定める使用料その他の市民が納付すべき金銭は、次の各号に掲げる金銭とする。

- (1) 市が課する税のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する標準税率を超える税率を適用しようとするもの及び国民健康保険税
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金
- (3) 公の施設の利用に係る使用料。ただし、次に掲げる金銭を除く。
  - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第39条第1項の規定に基づく占用料
  - イ 苫小牧市営住宅管理条例（平成9年条例第27号）第37条第1項に規定する使用料
  - ウ 苫小牧市公設地方卸売市場条例（昭和41年条例第20号）第10条第1項に規定する使用料
  - エ 苫小牧市牧野管理規程（昭和42年条例第7号）第9条に規定する使用料
  - オ 苫小牧市準用河川流水占用料等徴収条例（平成11年条例第27号）第2条の規定により徴収する流水占用料等
  - カ 苫小牧市普通河川管理条例（平成12年条例第16号）第11条第1項に規定する流水占用料等
  - キ 苫小牧市都市公園条例（昭和53年条例第14号）第8条第1項に規定する使用料
- (4) 苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第2号）第23条第1項に規定する手数料
- (5) 苫小牧市介護保険条例（平成12年条例第13号）に規定する保険料率  
（市民参加手続の対象となる市の施設）

第4条 条例第5条第4号の規則で定める市の施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 当該施設の性質により、市民の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (2) 当該施設の建築等（施設の設備の補修、更新その他の機能の維持を目的とする建築等を除く。）に要する費用の総額が5億円以上であると見込まれるもの  
（審議会等の委員の公募）

第5条 審議会等の委員の選任に当たり委員の公募を行うときは、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び概要
- (2) 公募する委員の人数
- (3) 応募しようとする者に必要な資格
- (4) 応募を受け付ける期間
- (5) 選考の方法

(6) 委員の任期

(7) 応募の方法

2 市は、公募に応じた者のうちから委員の候補者（以下「候補者」という。）を選定したときは、速やかに、その結果を当該候補者に通知するものとする。

3 市は、前項の規定による通知をした日後当該候補者を委員として選任する日前において、選定した候補者を委員として選任することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該候補者以外の公募に応じた者のうちから新たに候補者を選定することができる。

（公聴会の開催）

第6条 市は、政策形成手続において公聴会を開催するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 公聴会の開催日時及び開催場所

(2) 公聴会で取り扱う政策の題名及びその内容並びに当該政策に関連する資料

(3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の範囲

(4) 公述書の提出先、提出方法及び提出期間

（公述人の範囲）

第7条 公述人の範囲は、原則として市民、公聴会で取り扱う政策に利害関係を有する者及び学識経験者とする。ただし、必要と認めるときは、公述人の範囲を縮小することができる。

2 市は、前項ただし書の規定により公述人の範囲を縮小したときは、前条の規定による公表の際、その理由を併せて公表するものとする。

（公述書の提出）

第8条 公聴会において意見を述べようとする者は、市が指定する期日までに公述書を提出しなければならない。

（公述人の選定）

第9条 市は、公聴会で取り扱う政策に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

2 市は、提出された公述書に同一の趣旨であるものが2以上あるときは、当該趣旨に係る公述につき、これらの公述書を提出した者のうちから公述人を選ぶことができる。

（公聴会の中止又は延期）

第10条 市は、第6条第4号に掲げる提出期間内に公述書が提出されなかったときは、公聴会の開催を中止することができる。

2 市は、災害その他公聴会の開催が困難と認められる場合には、公聴会の開催を延期することができる。

3 前2項の規定により公聴会の開催を中止し、又は延期したときは、速やかに公述人に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

（公聴会の運営）

第11条 公聴会は、市の指名する者が議長として主宰する。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする政策の範囲を超えてはならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（意見交換会）

第12条 市は、意見交換会を開催するときは、取り扱う政策の性質等に留意して、適切な意見交換

の手法を採用するよう努めなければならない。

2 市は、意見交換会に当該政策に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を出席させることができる。

3 前2項に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(提出する意見への付記事項)

第13条 条例第12条第2項の別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 氏名（法人その他の団体である市民については、名称及び代表者の氏名）

(2) 住所（法人その他の団体である市民については、所在地）

(政策の提案)

第14条 条例第17条第1項の規定により政策を提案しようとする者は、市民政策提案書（様式第1号）及び市民政策提案者署名簿（様式第2号）に関係書類を添えて市に提出するものとする。

(公表の方法)

第15条 この規則において公表することとされた事項の公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 苫小牧市広報紙への掲載

(3) 当該事項を記載した資料の閲覧及び配布

(4) その他相当と認められる方法

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規則第12号改正抄）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

市 民 政 策 提 案 書

年 月 日

様

氏 名  
提案者（代表） 住 所  
電話番号

苫小牧市市民参加条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり提案します。

- 1 政策提案の名称
- 2 提案の理由
- 3 提案の内容
- 4 予想される効果
- 5 その他参考資料等

様式第2号（第14条関係）

市 民 政 策 提 案 者 署 名 簿

年 月 日

1 政策提案の名称

2 提案者

	氏名	住所	生年月日	市民の条件(市外居住者)	備考
1				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
2				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
3				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
4				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
5				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
6				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
7				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
8				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
9				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	
10				1 市内に通学 ( ) 2 市内に通勤 ( )	